

生活保護減額「合憲」

札幌地裁判決 生存権侵害せず

生活保護費の引き下げは「生存権」を保障した憲法25条などに違反するとして、北海道の受給者131人が道や札幌市など各自治体に減額決定の取り消しを求めた訴訟の判決で、札幌

地裁は29日、違憲性を否定し、請求を棄却した。武部知子裁判長は、引き下げを決めた厚生労働相の判断について「裁量権の逸脱や乱用があるとはいえない」と述べた。全国29地裁に起

された30件の同種訴訟で3件目の判決で、憲法適合性の判断は初めて。

1件目の名古屋地裁判決（2020年6月）は請求を棄却したが、2件目の大阪地裁判決（21年2月）が「厚生相の判断に裁量権の逸脱、乱用がある」として生活保護法に違反すると判断し、3件目の判決が注目された。名古屋、大阪地裁

判決はともに憲法判断には踏み込んでいなかった。

厚生相は13年、デフレなどを理由に生活保護基準を改定。15年まで3回に分け、生活保護費のうち衣食費など日常生活に充てる「生活扶助」の基準額を平均で6・5%、最大で10%引き下げた。削減総額は約670億円。これに基づき、各自治体が減額決定した。

訴訟で原告側は「厚生相は学識経験者らの検討を経ずに減額改定しており、裁量権の範囲を超えている」と主張。これに対し、判決は、改定の判断にあたって物価などの経済指標を考慮するかどうかは「厚生相に委ねられていた」と判断した。

また、原告側は、物価下落を考慮した改定について計算方法に問題があるとも訴えた。この点も、判決は「統計上正当性を欠くとは言えず、物価の計算対象となった品目の選定などが恣意的・不合理だったとは言えない」と退け、減額後の原告らの生活状態について「最低限度の水準を下回っている」とまでは認められない」と述べた。【岸川弘明】